

文部科学省説明資料



平成28年4月12日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育政策に関する実証研究について

教育政策に関する実証研究について

基本方針

- n 教育の目的の多面性と教育の手段の多様性を踏まえて、(1)政策効果や(2)現場における政策ニーズを総合的に把握するための()量的研究及び()質的研究を組み合わせる実施。
- n 自治体の協力を得つつ、国立教育政策研究所や外部の研究者・有識者により実証研究を実施。関連施策の費用と効果について把握・分析。
- n 学校や児童生徒の状況全体を通じた政策の効果を評価するためには、政策と目指す教育目的との間をブラックボックス化せず、学校で教育活動が実際にどのように展開されているのかなど、教育の過程に着目した研究が必要。
- n 個々の成果が特定のサンプルに関する特定の条件下でのものであることを踏まえ、政策が実施される背景にある環境要因も総合的に考慮しつつ、多様な研究成果を踏まえて、全体としての傾向を把握することが必要。
- n これらの研究成果を踏まえ、教育政策について質の向上を図りつつ、PDCAサイクルを確立。

実施枠組

有識者委員会

- 教育政策に関する実証研究の方針、枠組みの検証
- 各実証研究の助言、フィードバック
- 各実証研究から得られる知見のとりまとめ

【構成員】

- 石田 浩 東京大学社会科学研究所教授
- 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授
- 貞広 齋子 千葉大学教育学部教授
- 耳塚 寛明 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

学級規模等の影響・効果（学力、非認知能力等）の調査

【実施主体】国立教育政策研究所（東京大学等から所外研究分担者が参加）
<協力> 埼玉県、大阪府箕面市

高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析

【実施主体】公募にて選定

加配教員・専門スタッフ配置の効果分析

【実施主体】国立教育政策研究所
<協力> 関係自治体（21程度）

教員の勤務実態の実証分析

【実施主体】公募にて選定

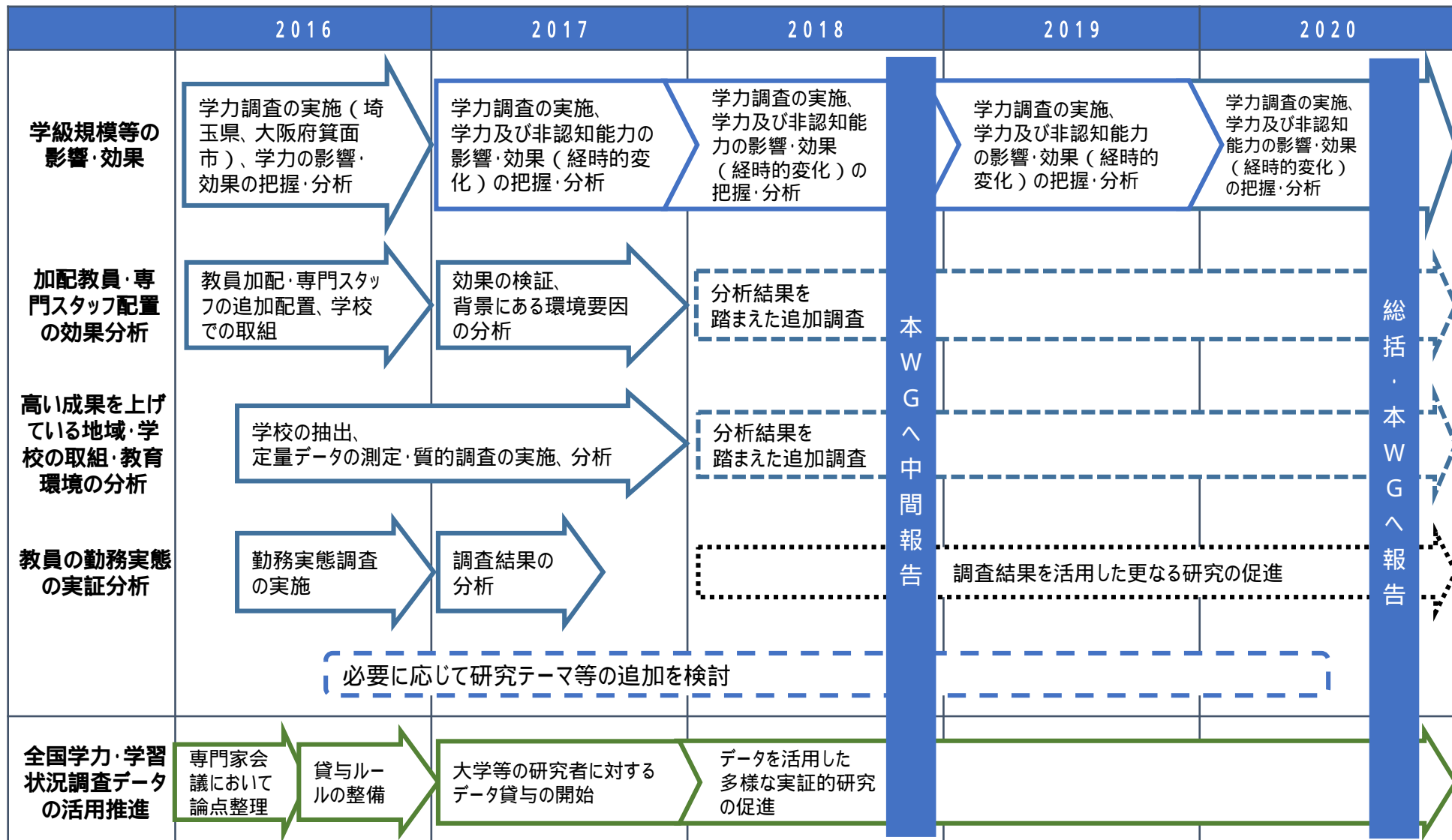
- U 自治体の協力を得つつ、国立教育政策研究所や外部の研究者・有識者により実証研究を実施。
- U 関連施策の費用と効果について把握・分析。

研究テーマ	実施主体	研究内容
学級規模等の影響・効果 (学力、非認知能力等)	国立教育政策研究所 (協力先) 埼玉県、大阪府 箕面市等	学級規模等が児童生徒の資質・能力に与える影響調査 ・自治体独自の学力や学習状況の調査(パネル)等の結果を活用し、学級規模や指導方法等が学力や学習態度の向上等に与える複数年度にわたる影響を検証。 ・29年度調査から、質問紙調査に項目を追加し、学級規模や指導方法等が非認知能力(コミュニケーション能力、社会性等)の伸び等に与える影響も検証。 学級規模が授業中のフィードバックに及ぼす影響の計測による実験調査 ・学力に影響を与える教師-児童間の相互交渉の一形態である、授業中の教師から児童生徒へのフィードバックについて、学級規模による実施状況の違いを明らかにする。
加配教員・専門スタッフ配置の効果分析	国立教育政策研究所等 (協力先) 都道府県:6程度 市町村:15程度	加配定数や専門スタッフの配置の教育的効果の分析 ・加配定数や専門スタッフの配置が不登校児童生徒に対する取組に及ぼす効果を分析する。 障害のある児童生徒や外国人児童生徒に関する必要な取組についての調査
高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析	公募にて選定	学習指導の実践事例についての調査 ・学力調査データと自治体の教員加配の状況等に関する追加調査を組み合わせ、「配置校」と「非配置校」との比較等により、加配教員の配置等による少人数学級編制・習熟度別少人数指導の採用等の措置がどのような教育効果に結びついているのかを統計的に検証する。 ・さらに、調査対象校において、教員間、あるいは教員と専門スタッフ、地域人材等との間の協働や組織的工夫が行われ、いかなる成果に結びつくかについて訪問調査により事例分析を行う。
教員の勤務実態の実証分析	公募にて選定	教員実態調査 ・教員の総勤務時間数(平成18年調査との経年比較等)に加えて、教員の事務業務が効率化され、児童生徒に対する指導の時間を確保できているかなど、勤務の質・内容も把握・分析する。そのため、教員や専門スタッフの配置やICTの整備状況、学校が抱える課題等との関係について分析を行う。 教職の労働負荷について他職種と比較 ・単なる労働時間だけでなく、教職の特性から来るストレスの強度など労働負荷について他職種との比較や教員の担当業務ごとの違いなどを分析。 I ICTを活用した業務改善についての調査 ・校務支援システムの導入等のICTの活用により、業務の改善や教育活動の質の向上に及ぼす効果について実証的な調査研究を行う。

研究内容については、各研究の結果や政策課題の状況等に応じて、修正や追加を検討。

工程表

2016年4月時点



研究成果を踏まえ、教育政策について質の向上を図りつつ、PDCAサイクルを確立

ワイズスペンディングに向けた取組について

教育政策に関するP D C Aサイクルの確立

- n 教育政策に関する実証研究を継続的に実施し、総合的な教育政策の効果検証の取組を推進。29年度以降は、研究の進捗状況等を踏まえ、事業規模の拡大も含めて検討。
- n 全国学力・学習状況調査の詳細データについては、平成29年度から大学等の研究者へ貸与が開始できるよう、具体的なデータの貸与ルールの検討を進めている。研究への活用を促進し、文部科学省が行う研究に加えて、教育政策の効果に関する多様な研究活動を推進。

学校の業務改善に向けた取組

- n 平成18年以来となる教員の勤務実態調査を平成28年度に実施予定。教職員の配置やICTの整備状況、学校における教育課題の状況等と、業務の質の改善との関係についても分析。
- n 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」について、各教育委員会に対するフォローアップ調査を実施し、自治体における積極的な業務改善の取組を促進。
- n さらに、校務支援システム等のICTの活用による業務改善の効果に関する実証的調査研究を実施予定。
- n また、学校が一つのチームとして力を発揮できるよう、教員と事務職員、専門スタッフ等が連携、分担して校務を担う体制整備（チーム学校）を構築。
- n 文部科学省において、堂故大臣政務官を座長とする「教員の働き方改革タスクフォース」を設置。教員の働き方改革に向けた実効性のある方策について有識者を交えた検討を行い、具体的な改善モデルの作成・展開等を通じて、学校現場における教員の業務の質の向上を図る。

国立大学関係の取組について

国立大学関係の取組について

平成28年度の取組状況・予定

平成28年度は、今後6年間の第3期中期目標期間の開始年度であり、経済・財政再生計画改革工程表や「国立大学経営力戦略」(平成27年6月文部科学省決定)に基づき、国立大学改革を一層推進するため、以下の取組を実施する。

1. 国立大学法人運営費交付金の重点支援による国立大学の機能強化

- 第3期中期目標期間において、運営費交付金の中に「3つの重点支援の枠組み」を新設し、新領域の開拓、地域ニーズや産業構造の変化に対応した人材育成等を行う組織への転換を促進。
- 各大学は平成28年度から平成33年度までの中期目標期間を通じて取組構想に基づく取組を推進
- 平成28年度においては、各国立大学が提案した機能強化の取組構想に対して評価を実施し、結果について当該大学の「機能強化促進係数」による影響額を概ね120%～75%の範囲で配分に反映
- 平成29年度以降、毎年度において各大学の取組構想の進捗状況を確認。予め設定した評価指標を用いて評価を実施し、その結果に基づいて運営費交付金の重点配分に反映

重点支援 : 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進
重点支援 : 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進
重点支援 : 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

2. 第3期中期目標・中期計画に基づく取組の推進(平成28年度～平成33年度)

- 第3期中期目標・中期計画において、全86法人が外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加・確保について記載
- 第3期中期目標期間を通じて各大学において中期目標・中期計画に基づく取組を推進
- 平成28年度の進捗状況については、国立大学法人評価委員会が年度計画の実施状況等に基づき平成29年度に評価を実施予定

例)

小樽商科大学 外部資金(科学研究費助成事業を含む)獲得の取組について、グローバル戦略推進センターが全学的な研究マネジメント支援を行い、平成27年度実績比50%増を達成する。

筑波大学 URAの活用などの戦略的な研究支援により大型の科研費などの獲得額を増加させるとともに、企業等からの共同研究件数(特別共同研究事業件数を含む)を飛躍的に増やす。< KPI: 平成24年度の企業等からの共同研究件数に比して、平成29年度に50%増、平成34年度に倍増 >

九州工業大学 URA(リサーチ・アドミニストレーター)等による研究計画立案支援や企業との連携協定等により、科研費、共同研究、受託研究等の外部資金の獲得を増加させるなど、財務内容を改善する。また、教育職員一人当たりの共同研究及び受託研究の受入額を第2期に比べて20%程度増加させる。

3. 税制改正の導入に伴う寄附金収入の拡大

- 平成28年度から国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入

4. 指定国立大学法人制度の創設

- 文部科学大臣が、世界最高水準の教育研究活動の展開が見込まれるものを「指定国立大学法人」として指定し、中期目標や業務に関する特例(出資対象範囲の拡大等)を設けること等を内容とする法案を平成28年通常国会に提出。

国立大学経営力戦略の実行のための平成28年度予算 主な内容

国立大学法人運営費交付金 10,945億円（対前年度同額）

〔平成27年度予算〕

評価に基づく
重点配分を実施

機能強化促進係数
により捻出される
財源も活用
(約100億円)

〔平成28年度予算〕

機能強化のための
3つの重点支援枠
高等教育
共通政策課題対応

【機能強化の方向性に応じた重点配分】

3つの重点支援の枠組みを新設し、新領域の開拓、地域ニーズや産業構造の変化に対応した人材育成等を行う組織への転換を促進。

- 重点支援 : 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進
- 重点支援 : 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進
- 重点支援 : 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

【大学間の連携・協力に基づく取組への支援】

- 「共同利用・共同研究拠点」及び「教育関係共同拠点」で実施される大学全体の機能強化に貢献する教育研究の取組を重点支援 等

【附属病院の機能・経営基盤強化】

- 国立大学附属病院における人材育成、地域医療の中核拠点、高度先進医療などの機能を強化するための診療基盤の整備支援策を拡充
このほか、医療機械設備費を計上

【学長の裁量による経費の区分】

- 学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己変革や新陳代謝を進めるため、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みを導入。

特別経費

一般経費

特殊要因経費

基幹経費
(学長裁量経費含む)

特殊要因経費

評価結果の平成28年度予算への反映状況(大学別)

反映率	120%以下 110%以上	110%未満 100%以上	100%未満 90%以上	90%未満 80%以上	80%未満
重点支援	9 大学 小樽商科大学、帯広畜産大学、 岩手大学、宇都宮大学、 長岡技術科学大学、三重大学、 京都工芸繊維大学、 奈良教育大学、和歌山大学	15 大学 北海道教育大学、弘前大学、 山形大学、埼玉大学、 横浜国立大学、新潟大学、 浜松医科大学、 名古屋工業大学、 豊橋技術科学大学、滋賀大学、 兵庫教育大学、高知大学、 熊本大学、大分大学、 宮崎大学	25 大学 室蘭工業大学、北見工業大学、 宮城教育大学、秋田大学、 茨城大学、上越教育大学、 富山大学、福井大学、 山梨大学、信州大学、 岐阜大学、静岡大学、 愛知教育大学、滋賀医科大学、 大阪教育大学、鳥取大学、 島根大学、山口大学、 徳島大学、香川大学、 愛媛大学、福岡教育大学、 佐賀大学、長崎大学、 琉球大学	4 大学 福島大学、群馬大学、 鳴門教育大学、鹿児島大学	1 大学 京都教育大学
重点支援	1 大学 東京芸術大学	7 大学 東京医科歯科大学、 東京学芸大学、東京海洋大学、 電気通信大学、 政策研究大学院大学、 総合研究大学院大学、 奈良先端科学技術大学院大学	6 大学 東京外国語大学、 お茶の水女子大学、 奈良女子大学、九州工業大学、 鹿屋体育大学、 北陸先端科学技術大学院大学	1 大学 筑波技術大学	
重点支援	3 大学 京都大学、神戸大学、九州大学	7 大学 北海道大学、東北大学、 筑波大学、東京大学、 一橋大学、名古屋大学、 大阪大学	5 大学 千葉大学、東京農工大学、 東京工業大学、岡山大学、 広島大学	1 大学 金沢大学	

重点支援 については、平成28年度の重点支援において、運営費交付金の要求がなかった大学（旭川医科大学）は含めていない。

産学連携に係る先導的な取組事例

「国立大学経営力戦略」（平成27年6月）に基づき、平成28年度から始まる第3期中期目標期間において、各国立大学法人は強みのある研究分野やその研究成果について積極的な情報発信を行うとともに、民間に対する「提案型」の共同研究や大学本部のイニシアティブによる組織的な産学連携を推進し、日本におけるイノベーション創出に貢献

（第3期中期計画における産学連携に係る記載）

- ・産学共同研究件数の向上に係る計画を掲げる法人：69法人（81%）
- ・民間企業等からの研究資金獲得額の向上に係る計画を掲げる法人：74法人（86%）

第3期中期目標・計画に掲げられた取組事例

帯広畜産大学

食と動物の国際教育研究拠点形成の推進

地域連携推進センターのインキュベーションオフィスに入居する企業数を平成30年度までに10社に増加するとともに、共同研究及び受託研究を充実して大学全体の実施件数を年平均130件以上

企業の実務家教員等によるオーダーメイド型実務教育を推進し、学生が企業等との共同研究に基づく研究テーマを選択する比率を平成30年度までに全体の40%



筑波大学

イノベーション創出拠点TSUKUBAを中核としたイノベーションエコシステム形成による産業競争力の強化

筑波研究学園都市内の大学、企業研究所、研究機関等との一体的なエコシステムによるイノベーション研究プラットフォームとしてALL TSUKUBAイノベーション推進機構(仮称)を形成し、基礎研究と開発研究の橋渡し、大学と研究所間・プラットフォームを構成する研究所間の研究活動の協調を推進

筑波研究学園都市内の企業、研究所等との連携により、知的財産権に関する事務などを共同で処理したり、研究倫理や起業に関する研究者や職員の研修を共同で実施するなど、イノベーション創出のための一体的・一元的な基盤整備を推進



名古屋大学

窒化ガリウム(GaN)半導体研究を中心に強化し「省エネルギーイノベーション」を推進

「未来エレクトロニクス集積研究センター」を設立し同センターを拠点としたオールジャパン体制により「省エネルギーイノベーション」を実現

世界有数の産業集積地に位置するという特色を活かして、「未来社会創造機構」等を基盤として、国内外の産学官連携・大学間連携を推進し、オープンイノベーションを実践

ベンチャー企業スタートアップファンド・ギャップファンドの設立と活用により、大学発ベンチャー企業を活性化するとともに、アントレプレナー教育を充実



窒化ガリウム(GaN)半導体の特徴

- ・従来のSiデバイスに比べて小型化・高効率化が可能
- ・高耐圧・高周波特性から、電源系や高速通信などに応用可能

大阪大学

社会ニーズを先取りするオープンイノベーション創出に向けた産学官の戦略的かつ包括的な連携の強化

企業等との協働研究所や共同研究講座等の阪大方式の産学連携制度を深化させ、これらを利用して産学連携での人材育成や挑戦的な研究を推進

共同研究講座・協働研究所等については、平成33年度末までに新規のテーマに取り組む講座・研究所を40以上にすることなどにより、共同研究費が1000万円以上の大型共同研究を増加させ、新しい研究テーマの発掘やオープンイノベーションを創出



国立大学法人等が実施する学生等への修学支援事業に対する個人寄附に係る 税額控除の導入【所得税等】

国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。

〔対象法人〕

国立大学法人、公立大学法人、(独)国立高等専門学校機構、(独)日本学生支援機構(JASSO)

これら法人のうち、PST(パブリック・サポート・テスト)要件等を満たす法人。

〔対象事業〕

経済的理由により修学が困難な学生等に対する 授業料減免事業、奨学金事業、留学支援事業、TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)等に係る費用負担

〔国立大学法人等〕



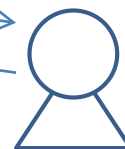
修学支援事業に係る基金

その他事業に係る基金

税額控除の証明書を交付

基金を特定して寄附

〔個人〕



所得控除と
税額控除の選択

確定申告

税の還付

〔税務署〕



所得控除
(寄附金額 - 2,000円)
を所得から控除
税額控除
(寄附金額 - 2,000円)
× 40%を所得税額から
控除

小口寄附に有利とされる税額控除制度の導入を契機に、個人からの寄附金の獲得をさらに推進することにより、学生の修学環境の改善ひいては国立大学の経営環境の改善が期待される。

趣旨

我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする。また、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずる。

概要

1. 指定国立大学法人制度の創設

(1) 文部科学大臣による指定

文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、「指定国立大学法人」として指定することができることとする。

(2) 指定国立大学法人に係る中期目標に関する特例

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を策定・変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないこととする。

(3) 国立大学法人評価委員会への外国人委員の任命

国立大学法人評価委員会の委員に、大学の運営に関する高い識見を有する外国人を委員に任命できることとする。

(4) 指定国立大学法人に関するその他の特例

研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大
役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮

2. 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置

(1) その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとする。

(2) 文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大。

施行期日

平成29年4月1日（ただし、1.(3)については平成28年10月1日）